

する要因を除去し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律は、小売商の事業活動の機会を適正に確保し、及び小売商業の正常な秩序を阻害するのを除く。)をいう。

第二条 この法律において「小売商」とは、小売業(飲食店業を除く。第三項第一号ニを除き、以下同じ。)に属する事業を主たる事業として営む者をいう。

この法律において「中小小売商」とは、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人である小売商(次項第二号に該当するものを除く。)をいう。

この法律において「大企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者以外の者(会社及び個人に限る。)であつて事業を営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(ロからニまでに掲げる

業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前号イからニまでのいずれかに該当する会社であつて、同号に該当する者が単独でその会社に対し、その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。)又は総社員の議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係を持つっているもの

(購買会事業を行ふ者に対する措置命令)

第二条 都道府県知事は、購買会事業(事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給する事業(その者がその従業員の生活に必要な物品を加工し、又は修理する事業を含む。)をいう。以下同じ。)を行う者がその従業員(従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下同じ。)以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによって中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害すると認めるときは、主務省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。

一 従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行う場所に明示すること。

二 従業員であることが不明りようである者に対しては従業員である旨を示す証明書を提示しなければ、購買会事業を利用させないこと。

(小売市場の許可)

第三条 政令で指定する市(特別区を含む。以下同じ。)の区域(以下「指定地域」という。)内の建物については、都道府県知事の許可を受けた者でなければ、小売市場(一の建物であつて、その建物内の店舗面積(小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。)の大

部分が五十平方メートル未満の店舗面積に区分され、かつ、十以上の小売商(その全部又は一部が政令で定める物品を販売する場合に限る。)の店舗の用に供されるものをいう。以下同じ。)とすため、その建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

前項の許可は、一の建物ごとに行う。

前二項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の二以上の棟をなす建物は、これを一の建物とし、建物に附属建物があるときは、これを合せたものをもつて一の建物とする。

都道府県知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、当該建物の所在する市の市長(特別区にあつては区長。以下同じ。)に協議しなければならない。ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、この限りでない。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその建物の所在する場所を管轄する都道府県知事に、その建物の所在する市の市長を経由して、提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその業務を執行する役員の氏名及び住所

二 その建物の所在する場所及び小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積

三 その建物の内面積の合計及び区分

四 その建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る賃料の額その他の貸付条件又はその建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため譲り渡す小売商から徴するその建物に係る譲渡金の額その他の譲渡条件

五 前項の申請書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書案又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添えなければならない。

(許可の基準)

都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争又は当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行われるこことなりそのため中小小売商の経営が著しく不安定となるおそれがあること。

二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないことを認めたときは、主務省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に購買会事業の運営を禁ずること。

三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当する者であること。

五 申請者が第十一条第一項の規定による許可の取消を受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

(経過措置)

次条の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 一の地域が指定地域となつた際にその地域内において、小売市場とされている建物その地域が指定地域となつた時

- 二 指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物、その建物が小売市場とされることとなつた時三 その建物内の店舗面積の区分が変更されたことその他の主務省令で定める事由により小売市場とされることとなつた指定地域内の建物、その建物が小売市場とされることとなつた時前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る賃付料金の額その他の貸付条件
- 三 前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他主務省令で定める書類を添えなければならない。
- 第七条** 第三条第一項の許可を受けた者及び前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けた都道府県知事の許可を受けなければならぬものとみなされた者（以下「小売市場開設者」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、当該都道府県知事（変更の許可等）
- 一 第三条第一項第一項の許可を受けた者及び前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「小売市場開設者」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、当該都道府県知事の許可を受けなければならぬ。
- 二 第四条第一項第二号の小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積を増加しようとするとき。
- 三 第四条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするとき（前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、前条第二項第二号の貸付条件と異なる条件で貸し付けようとするとき）。
- 四 第三条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

- 第八条** 小売市場開設者は、第三条第一項の許可に係る建物を小売商にその店舗の用に供させたため貸し付け、又は譲り渡す場合には、第四条第一項第二号及び第四号に掲げる事項（第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第四条第一項第二号に掲げる事項及びその建物を第六条第二項の届出書の提出があつた日以後にその店舗の用に供させたため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件）が第四条第一項の申請書（第六条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第六条第二項の届出書）に記載した内容（その変更について前条第一項の許可を受けたときは、その許可に係る変更後の内容）に合致するよう貸付契約又は譲渡契約を結ばなければならない。貸付契約又は譲渡契約を変更する場合も、同様とする。
- （承継）
- 第九条** 第三条第一項の許可に係る建物の全部又は一部の譲渡、貸付又は返却を受けた者は、政令で定めるところによりその建物の全部又は一部に係る小売市場開設者の地位を承継する。
- 2 小売市場開設者について相続、合併又は分割（第三条第一項の許可に係る建物の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により当該建物の全部又は一部に係る小売市場開設者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定により小売市場開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

- 第十一条** 都道府県知事は、小売市場開設者が正当な理由がないのに第三条第一項の許可に係る建物を十以上の小売商の店舗の用に供せざるためこれらの方に貸付又は譲渡をしない期間が引き続き一年以上にわたるとときは、その小売市場開設者に係る同項の許可を取り消すことができる。
- 2 第三条第四項の規定は、前項の規定による処分に準用する。
- 第十二条** 第六条に定めるもののほか、第三条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。
- 第十三条** 都道府県知事は、小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項に規定する不公正な取引方法（以下単に「不公正な取引方法」という。）を用いていると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の主務大臣は、経済産業大臣及び当該請求に係る小売商の事業を所管する大臣とする。（公正取引委員会の指示等）
- 第十四条** 公正取引委員会は、小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が不公正な取引方法を用いていると認めるときは、その小売商に対し、すみやかにその行為を取りやめるべきことを指示することができる。
- 2 公正取引委員会が前項の規定による指示をした場合において、小売商がその指示に従つたときは、小売商のその指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十条（違反者に対する排除措置命令）の規定は、適用しない。
- 第十五条** 都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該中小小売商団体に通知するものとする。
- （あつせん又は調停）
- 第十五条** 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行ふものとする。
- 1 製造業者がその製造に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商との間に生じた紛争

を期するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

二 主務大臣は、前項の規定による勧告をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に關し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第十九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、購買会事業を行う者、小売市場開設者若しくは第三条第一項の許可に係る建物内の小売商に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

二 主務大臣又は都道府県知事は、第十六条の三から第十六条の六までの規定の施行に必要な限度において、第十六条の二の規定による申出に係る大企業者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

三 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第二十条

この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合

を除き、審査請求人に対し、相当の期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行つた後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えないければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(主務大臣)

第二十条の二 第十六条の六、第十八条及び第十九条第二項の主務大臣は、第十六条の六第一項の規定によりその例によることとされる第十六条の三から第十六条の五までの規定による措置又は

第十八条第一項の勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣(その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

(主務省令)

第二十一条 第一条の二第三項第二号、第二条、第四条第二項、第五条第二号、第六条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十四条の二第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三第三項並びに第十六条の五第二項の主務省令は、財務省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令とする。

(事務の区分)

第二十二条 第二条、第三条第一項及び第四項(第七条第四項及び第十条第二項において準用する場合を含む)、第四条第一項、第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第九条第三項、第十三条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十四条、第十四条の二(第十六条の七後段において読み替えて適用される場合を含む)、第十五条から第十六条の二まで、第十六条の三第一項、第

三項、第四項(第十六条の四第二項において準用する場合を含む)及び第五項、第十六条の四第一項、第十六条の五、第十六条の六第一項、第十七条第一項、第十九条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十四条、第十四条の二(第十六条の七後段において読み替えて適用される場合を含む)、第十五条から第十六条の二まで、第十六条の三第一項、第

三項、第四項(第十六条の四第二項において準用する場合を含む)及び第五項、第十六条の四第一項、第十六条の五、第十六条の六第一項、第十七条第一項、第十九条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十四条、第十四条の二(第十六条の七後段において読み替えて適用される場合を含む)、第十五条から第十六条の二まで、第十六条の三第一項、第

三項、第四項(第十六条の四第二項において準用する場合を含む)及び第五項、第十六条の四第一項、第十六条の五、第十六条の六第一項、第十七条第一項、第十九条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十四条、第十四条の二(第十六条の七後段において読み替えて適用される場合を含む)、第十五条から第十六条の二まで、第十六条の三第一項、第

三項、第四項(第十六条の四第二項において準用する場合を含む)及び第五項、第十六条の四第一項、第十六条の五、第十六条の六第一項、第十七条第一項、第十九条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十四条、第十四条の二(第十六条の七後段において読み替えて適用される場合を含む)、第十五条から第十六条の二まで、第十六条の三第一項、第

三項、第四項(第十六条の四第二項において準用する場合を含む)及び第五項、第十六条の四第一項、第十六条の五、第十六条の六第一項、第十七条第一項、第十九条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十四条、第十四条の二(第十六条の七後段において読み替えて適用される場合を含む)、第十五条から第十六条の二まで、第十六条の三第一項、第

三項、第四項(第十六条の四第二項において準用する場合を含む)及び第五項、第十六条の四第一項、第十六条の五、第十六条の六第一項、第十七条第一項、第十九条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十四条、第十四条の二(第十六条の七後段において読み替えて適用される場合を含む)、第十五条から第十六条の二まで、第十六条の三第一項、第

(罰則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第八条の規定に基づいて第三条第一項又は第七条第一項の許可を受けた者

三 虚偽又は不正の事実に基いて第三条第一項又は第七条第一項の許可を受けた者

四 第十六条の五第一項の規定による命令又は第十六条の六第一項の規定によりその例によることとされる第十六条の五第一項の規定による命令に違反した者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項、第七条第三項又は第九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十六条の五第一項の規定による命令又は第十六条の六第一項の規定による命令に違反した者

第二十五条 第二条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者(法人にあつては、業務を執行する役員)は、五万円以下の過料に処する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一號) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一號) 抄

2 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下にされた訴願等の裁判、決定その他の処分(以下「裁決等」という)又はこの法律の施行前に提起された訴願等について)につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四八年一〇月一一日法律第一〇九號) 抄

(施行期日)

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から

の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。

第十二条 第十一条の規定の施行前にされた旧法第十五条第三号に規定する中小小売商以外の者（新法第十五第三号に規定する中小小売商以外の者を除く。）に係る旧法第十五条の規定による申請に関するあつせん又は調停については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十四条

附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

附則

（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則

（平成一二年五月三一日法律第九一号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行す

附則

（平成一三年一一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年四月二七日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。
附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条

行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前に

された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条

この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他

の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとされるもの（訴えの提起については、なお従前の例による）の訴えの提起については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に對する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの（取消しの訴えの提起については、なお従前の例による）の訴えの提起については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第十四条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（その他の経過措置）